

令和2年度 会津若松市国民健康保険保健事業実施計画書

(令和2年6月)

1 目的

会津若松市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に向けて、総合的かつ効果的に保健事業を実施するため、「会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3特定健康診査等実施計画」に掲げた健康課題を解決するため、基本方針等に基づいて事業を実施するものとする。

2 健康課題

生活習慣病の発症・重症化を予防する
高血圧症・糖尿病・脂質異常症を減少させる
メタボリックシンドロームを減少させる

3 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と予防に努める。
また、受診環境の整備や受診率向上及び、効果的な保健指導の実施を図る。

(2) 重症化予防事業・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施

特定健康診査の結果、特定保健指導の対象とならない受診者も含め、血圧等の検査項目の結果により生活習慣病の悪化防止に努める。

(3) その他

① 普及啓発事業

被保険者の健康増進、医療費の適正化を図るための普及啓発を行う。

② がん検診等の推進

疾病の早期発見・早期治療を目的として、がん検診を推進する。

③ 重複・頻回受診者への適切な受診勧奨の実施

訪問により、適正受診及び保健指導を行う。

4 事業計画

基本方針に基づき、以下の事業を実施する。

その際、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する国・県通知や市の方針に則し、その都度、延期・中止等を検討するとともに、実施する場合は感染拡大防止に配慮した実施体制により行う。

(1) ー1 特定健康診査事業

「会津若松市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査事業を効果的・効率的に実施することにより、被保険者の生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、特定保健指導が必要な被保険者を的確に把握する。

(計画に基づく目標受診率) 令和2年度 52.0%

(実施方法) ① 施設健診 会津若松市医師会に委託(41 医療機関)

② 集団健診 福島県保健衛生協会に委託(14 会場)

(実施期間) 令和2年6月～11月30日(集団健診は8月～11月)

(自己負担) なし

(案内方法) ① 対象者への受診券の個別郵送、② 広報誌・ホームページ掲載

③ 支所・市民センターへのポスター広報、④ 地区回覧チラシ配布

(受診率向上の取組)

- ①前年度集団健診等受診者への事前通知送付(あわせて前年度集団健診会場におけるがん検診受診者への容器等同封)
- ②健康朝食付温泉施設における健診の実施、健診受診者への日帰り入浴温泉施設や協力店割引券の配布、健康ポイントの付与、集団健診会場における野菜販売
- ③今年度未受診者への勧奨通知(受診履歴を活用して通知を送付)
- ④国民健康保険推進員による訪問勧奨
- ⑤勤務先の健診を受診した国民健康保険被保険者の健診結果情報の提供依頼

(1)ー2 特定保健指導事業

「会津若松市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」、「標準的な健診、保健指導プログラム(30年度版)」に基づき、特定健康診査の結果から動機付け支援及び積極的支援に階層化した上で、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。

(計画に基づく目標実施率)令和2年度 72.6%

(実施方法)市の保健師による訪問

(実施期間)健診結果がわかり次第随時(おおむね令和2年8月～令和3年8月)

(対象者)特定健康診査受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援の該当者

(自己負担)なし

(案内方法)対象者への個別郵送、広報誌・ホームページ掲載、電話での伝達

(2)ー1 重症化予防事業

特定健康診査の結果、受診勧奨値以上の者について、医療機関への適切な受診勧奨等を実施。

個人の生活や生活習慣等に応じた効果的な保健指導を行い、これらにより、生活習慣病の重症化予防等を図る。また、慢性腎臓病の予防のための正しい知識の周知を図る。

(実施方法)保健師による訪問及び、講師同行による訪問

慢性腎臓病の予防については、専門医等による講演会を実施

(対象者)健診受診者で特定保健指導に該当しない者も含む受診勧奨判定値の者。

血圧、脂質、血糖等の検査結果に基づき、医療機関を受診すべき人で内服治療をしていない人。講演会については、CKD重症度分類により階層化した慢性腎臓病のリスクのある者。

(案内方法)電話での伝達や通知の郵送

(2)ー2 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病が重症化するリスクの高い者に対し、保健指導を行い、継続的な通院治療に結びつけるとともに、糖尿病の悪化防止及び末期腎不全等への重症化を防ぐ。

(実施方法)保健師による訪問等。医療機関と連携しより効果的な支援を行う。毎年度の糖尿病性腎症重症化プログラムに即し、実施する。

(対象者)健診検査結果により医療機関未受診者・治療中断者や治療中で重症化するリスクの高い者

(案内方法)対象者への電話、郵送等

(3)その他

健康及び医療に関する正しい知識の普及啓発と意識の高揚を図るための事業を実施する。

○普及啓発

・医療費通知の送付

受診した被保険者に対し、医療機関名や費用額等を記載した通知を送付(年6回)

・ジェネリック医薬品の普及啓発事業

ジェネリック医薬品希望カードの配布(窓口にて随時)及びジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担額の差額を記載した通知書の送付(年6回)

・様々な媒体を利用した情報発信

市の広報誌・ホームページ掲載

・健康行動を支援する食環境整備事業

食習慣調査回答者への食習慣傾向の結果の返送と集計データの分析を活用。

- 民間事業者(飲食店等)へ健康と食に関する情報提供を行い、食環境整備の協力店舗を広報
- 健康ポイント事業による健康づくりの支援

○がん検診等推進事業

特定健康診査と同時受診可能とし、受診しやすい環境を整備する。

(対象者)各種検診の被保険者

(実施期間)令和2年6月～11月30日(乳がん検診は12月28日まで)

施設検診の肺がん・胃がん・乳がん検診は7月から実施。

○重複・頻回受診、重複投薬者への適切な受診指導の実施

対象者を抽出し、受診の適正化を図る

(実施方法)保健師による訪問

(実施期間)令和2年10月(予定)～令和3年3月

(対象者)同一傷病について、同一月内に複数の医療機関を受診したり、同一診療科を多数回受診している者。また、同一月内に複数の医療機関から同じ薬剤を受けている者。

5 実施体制

「会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」に設定した評価項目に基づき、実施数や実施率(アウトプット)、健診受診者の検査値に基づく変化(アウトカム)、特定健診受診者全体における各指標対象者の割合をKDB(国保データベースシステム)等を使用し結果の分析を行う。

また仕組みづくり(ストラクチャー)、事業の過程(プロセス)の視点による評価も意識しながら、効果的な事業実施を図る。

また、法定報告が公表された後、データヘルス計画の評価指標の実績について会津若松市国民健康保険運営協議会へ報告し点検を行う。

実施体制は、下図のとおり。

